

# 令和2年第2回教育委員会議事録

令和2年1月29日(水)

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 令和2年1月29日(水)午後2時02分～午後4時18分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 井出 隆安 委員 對馬 初音

委員 久保田 福美 委員 伊井 希志子

委員 折井 麻美子

出席説明員 事務局次長 田中 哲 教育企画担当部長 白石 高士  
教育人事企画課長

学校整備担当部長 中村 一郎 生涯学習担当部長 安藤 利貞  
中央図書館長

庶務課長 都筑 公嗣 学務課長 村野 貴弘

特別支援教育課長 正富 富士夫 学校支援課長 市川 雅樹  
就学前教育支援センター長

学校整備課長 渡邊 秀則 学校整備担当課長 岡部 義雄

生涯学習推進課長 本橋 宏己 済美教育センター長 平崎 一美  
所

済美教育センター 東口 孝正 済美教育センター 古林 香苗  
統括指導主事

済美教育センター 宮脇 隆 中央図書館次長 加藤 貴幸  
教育相談担当課長

事務局職員 庶務係長 佐藤 守 法規担当係長 岩田 晃司

担当書記 小野 謙二

傍聴者 1名

## 会議に付した事件

### (議案)

- 議案第3号 杉並区行政財産使用料条例の一部を改正する条例
- 議案第4号 杉並区行政財産使用料条例等の一部を改正する条例
- 議案第5号 杉並区教育振興基本計画審議会条例
- 議案第6号 杉並区立学校施設使用料条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 杉並区立図書館条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 杉並区立小中一貫教育校高円寺学園環境整備工事の請負契約の締結について
- 議案第9号 図書(令和2年度小学校教師用指導書)の買入れについて
- 議案第10号 令和元年度杉並区一般会計補正予算(第5号)
- 議案第11号 令和2年度杉並区一般会計予算

### (報告事項)

- (1) 富士見丘小学校外2施設改築等工事の基本設計について
- (2) 天沼小学校教育環境の整備等について
- (3) 次世代型科学教育の新たな拠点等に関する今後の取組について
- (4) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について
- (5) 高円寺図書館等に関する今後の取組について

## 目次

### 議案

議案第3号	杉並区行政財産使用料条例の一部を改正する条例	18
議案第4号	杉並区行政財産使用料条例等の一部を改正する 条例	19
議案第5号	杉並区教育振興基本計画審議会条例	22
議案第6号	杉並区立学校施設使用料条例の一部を改正する 条例	24
議案第7号	杉並区立図書館条例の一部を改正する条例	25
議案第8号	杉並区立小中一貫教育校高円寺学園環境整備工事 の請負契約の締結について	27
議案第9号	図書(令和2年度小学校教師用指導書)の買入れに ついて	29
議案第10号	令和元年度杉並区一般会計補正予算(第5号)	31
議案第11号	令和2年度杉並区一般会計予算	34

### 報告事項

(1)富士見丘小学校外2施設改築等工事の基本設計について	4
(2)天沼小学校教育環境の整備等について	9
(3)次世代型科学教育の新たな拠点等に関する今後の取組に ついて	11
(4)杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について	14
(5)高円寺図書館等に関する今後の取組について	14

**教育長** ただいまから、令和2年第2回杉並教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議について、事務局より説明をお願いいたします。

**庶務課長** 本日の議事録署名委員につきましては、教育長より事前に伊井委員との指名がございましたので、どうぞよろしくをお願いいたします。

続きまして、本日の議事日程についてございますが、議案9件、報告事項5件を予定しております。以上でございます。

**教育長** それでは、本日の議事に入りますが、本日の議案につきましては、いずれも「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づく区長からの意見聴取案件として、意思形成過程上の案件となっております。

従いまして、同法第14条第7項の規定により、議案の審議を非公開としたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議がございませんので、議案の審議は非公開といたします。

それでは、まず報告事項の聴取を行います。

事務局より説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは、報告事項1番「富士見丘小学校外2施設改築等工事の基本設計について」、学校整備課長からご説明いたします。

**学校整備課長** 私からは「富士見丘小学校外2施設改築等工事の基本設計について」、ご報告申し上げます。

富士見丘小学校及び中学校並びに小学校に併設する学童クラブの改築については、平成30年12月に策定した改築基本計画における学校像、諸室整備、校舎配置計画等に基づき、改築検討懇談会の意見を踏まえて、以下のとおり、基本設計を取りまとめたので、ご報告いたします。

これまでの経緯、経過ですが、平成30年、31年度に懇談会を開催し、延べ10回行っています。平成30年12月の時点で、改築基本計画を策定し、令和元年6月から基本設計になっています。

基本設計の内容ですが、別紙資料を見ながら、お読みいただきたいと思います。2ページをお開きいただいて、配置図等を見ながらお願いいたします。

敷地の面積につきましては、小学校7,200㎡、中学校が9,299㎡で16,564

m<sup>2</sup>となっています。

延べ面積は、小学校棟が9,000m<sup>2</sup>弱、中学校棟は6,600m<sup>2</sup>弱、合計で15,700m<sup>2</sup>。鉄筋コンクリート造、一部鉄骨ですが、地上4階建ての建物です。

基本計画で目指す学校像として決めました、改築基本計画の具体化を図る設計の内容としています。

配置計画、平面計画のポイントですが、校舎配置につきましては、平面図をご覧くださいのとおり、西側に小学校、東側に中学校ということで、教育環境、または周辺の住環境に配慮したものです。または仮設の校舎を必要とせず、中学校については、現富士見丘小学校に仮移転をしながら、建築をするとなっています。

小学校・中学校の間には、渡り廊下として路上橋を設置し、3階部分で接続をします。

2つの敷地の間に区道がありますが、これを主な学校へのアクセスの路線として、小学校と中学校の正門が対面するかたちとなります。

特徴としては小学校棟の真ん中にピロティ部分、柱だけの空間を設けて、外気が取り込める、または行き来ができるような空間を設けました。イベントや災害時に、富士見丘通りから中学校の北側の敷地も通路で開放をし、結果として多目的広場、さらには高井戸公園に直接避難ができる。またはイベント時には広く開放をし、そういった需要にも配慮をするという計画です。

ラーニングセンター(図書室)、家庭科室、給食室については、小中の共用として、先行して改築をする小学校棟に整備します。

また、プールについては、低学年の利用のしやすさという事で、25mプールを2つ作るのではなく、ひと回り小さめのプールを小学校棟の上に配置し、小学校低学年・中学年が使う。また、小学校高学年と、中学生については、中学校棟の屋上に設置をする25mプールを使います。

そのほか少人数教室だとか、英語室、多目的室、これについては使いやすいもので、さらには将来の児童生徒数の変化にも対応するような柔軟な計画です。

学童クラブについては、小学校棟の北側に設けまして、北側の傾斜地を活用した原っぱ広場とも一体的になる形で整備をします。

また、小学校棟の2階には多目的室、または放課後等居場所事業でも

利用します。

3 ページ以降は具体的な平面図、または立面図等ございますが、ご確認をいただければと思います。

今後の取組については報告資料の裏面に移って頂きまして、3 番、改築基本計画で目指す学校像として定めたものを、引き続き来年度実施設計を行いますので、反映に努めてまいります。

また、エコスクールということで、環境にも配慮したものも実施設計に反映させます。

さらに高井戸公園の中に東京都からお借りをする多目的広場、5,000 m<sup>2</sup>ございますが、これについては小学校の新校舎の開校に合わせた整備も同時に行い、活用を目指します。

最後に今後のスケジュールですが、保護者に対する説明会を2月、3月に実施した後、令和2年度は実施設計を行います。その後令和3年度以降から、小学校棟の建設、さらには多目的広場の整備。令和5年度に新校舎、小学校が開校いたしますので、そこに先行して小学校が移転をする。元の小学校に中学生が仮移転をして、中学校棟の取り壊しと、建設をし、中学校新校舎の開校は令和7年1月を見込んでいます。

概要については以上です。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、お願いします。

**伊井委員** 説明を聞き逃しているかもしれませんが、道路のことをお伺いしたいと思います。

校舎と校舎の間に道路がある件についてお聞きしたいと思います。避難時に高井戸公園に避難時は抜けるような。普段もこの真ん中の通りはどなたでも通れる感じでしょうか。

**学校整備課長** 南北の区道の事ですね。一般の区道ですので、車も人も通る道です。

**伊井委員** 車も人も通る。ここに小学校も中学校も正門がここに向くという解釈でよろしいですか。

**学校整備課長** そういう形で設計をしています。

**伊井委員** 登下校の時間はある程度規制が期待できるのでしょうか。

**学校整備課長** 今後警察などとの調整になりますが、今は中学校の隣はすごく狭小の道なので、通行量としてはそれほどありません。ここは元々

どこかにつながっているような大きな通りではなく、公園と駅に向かう抜け道的なものとして一部使う方がいらっしゃるという道なので、メインは富士見丘通りになります。実際には小学校も中学校も登下校にかなり人が集中しますので、安全配慮、またはスクールゾーンについては警察と協議はしていきます。

**伊井委員** 安全確保はお願いしたいと思います。

それからエコスクール事業については、引き続きということでしたが、現時点で環境に配慮した設備等々の計画はどのようなものでしょうか。まだ検討段階でしょうか。

**学校整備課長** 具体的には屋上の緑化などがメインになるかと思えます。太陽光発電なども導入しますが、荻窪小で導入したようなクールヒートトレンチといった大掛かりなものではなく、屋上緑化とかそういったものでエコスクールというのは、引き続きやっています。

**伊井委員** 通路が3階にあって、小学校と中学校が行き来できるとか、1階のピロティなど、今までとは違った形の校舎になるので、使い方とかも面白い展開、授業の雰囲気とかも楽しみな部分があるなど期待しております。周辺の緑の環境も含めまして、広く活用できるような場所になると良いなと思っています。よろしくお願いいたします。

**学校整備課長** 今お話に出た渡り廊下については、3階に作った上で、ラーニングセンター(図書館)にすぐ入れるようなしつらえにする予定です。中学生の子どもも図書館をなるべく使って頂いて、本を読むといういけないができるような仕掛けを学校とも具体的にはやっていきたいと思っています。

**伊井委員** もう1点、中学校をつくるときに、今の富士見丘小学校に移転するという解釈でよろしいでしょうか。

**学校整備課長** そうです。仮移転です。

**伊井委員** 教室の数は十分にあると思うのですが、中学生の体格とか、そういうものに合わせた感じになるのでしょうか。

**学校整備課長** 教室の広さは小学生のサイズになりますが、目一杯入っているということではないので、教室数はふんだんにありますので、学校で実際の運営上では色んな教室を柔軟に活用していくことになります。

**伊井委員** 生徒さんたちの授業等に支障がないように活動して頂くようお

願いたします。

**教育長** 学校の敷地の南側に歩道状空地が2 mあって、その対面が高井戸公園の緑地。それから、学校と学校の間に4 m道路、両サイドに4 m、歩道と歩道状空地。これは確かに学校としては敷地を削られて、良い迷惑と言えば失礼ですが、環境としては良くなりますね。ただできえ、富士見丘通りが狭いので危なくて、学校の南側の東西の道は、あんまり芳しい評判は聞かないような道路ですから、そこがこういった植栽と歩道状空地ができて、反対側は高井戸公園の緑地です。そういうことに注意を払ってつくっているということですので、是非こういう環境に対する配慮といったものを地域の人たちにご理解いただいて、最大の懸案事項になっている富士見丘通りの改善、環境に配慮したってということは理解して頂くと良いかなと図面を見て改めて思いました。

**学校整備課長** ご指摘いただいたとおり、改築にあたっては開発行為というものがありますので、道路についてはなるべく広くということで、学校の敷地をかなり提供しております。

ここを通るご近所の方たちは非常に快適な空間、広々した空間になると思っています。

逆に交通が便利になった分、抜け道的な使い方をされると、先ほどの伊井委員のご質問のとおり、非常に懸念される材料ということは懇談会でも指摘はいただいていますので、通学時の配慮も含めて、引き続き安全対策はやっていきます。

**教育長** それから、要望のあった北側の斜面の活用は原っぱ広場にして、あまり手を加えないで学童クラブにくる子たちも、ここで遊べるようにということですね。

冒険遊びをしている方とか、地域の方とか、この北側斜面については、うまく使って色んなアイデアを貰いました。そのアイデアの中には色んなものを置いたり、つくったりというのもありましたが、原っぱとして残すということであれば、遊ぶには良いですね。

**学校整備課長** かなりの傾斜にはなっていますが、現在は何かを置くということではなく、この広場の傾斜を利用して子どもたちが楽しく遊べるということです。今後もう少し具体的に詰めていくと、学童からもこういいたしつらえをとという話はあるかなと思います。

**庶務課長** ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは報告事項1番につきましては、以上とさせていただきます。

それでは、続きまして報告事項2番「天沼小学校教育環境の整備等について」、引き続き学校整備課長からご説明いたします。

**学校整備課長** 私から「天沼小学校教育環境の整備等について」、報告します。

これまでの経緯ですが、天沼小につきましては、児童数・学級数の減少に対応するために、当時の杉並第五小学校、若杉小学校を統合して平成20年度に児童数372人13学級で開校しました。

その後平成23年の1月に新校舎が完成して、移転後から一転して児童数・学級数が増加に転じました。その後、微増状態が続く中で、令和元年度児童数が617人20学級を擁する学校になりました。その間、児童数・学級数の増加に対応するために、図書室、PC室、またはオープンスペースの活用、またはトイレの移設などで、普通教室22までは確保を行ってききましたが、今後も一定期間は増加が見込まれますので、それに対応するというところで、増築の計画として対応することになりました。

2番目に天沼小の児童数の推移が書いてありますが、平成20年度に372人13学級が、令和元年にはこのような数字になっております。

「今後の対応」の中身ですが、3種類あります。学級数については、令和5年度の23学級、さらには6年度24学級まで増える。その後令和9年には一旦減少に転ずるという見込みです。そのため、令和4年度までに校庭南側に校舎を増築して新たに4教室分を確保する計画です。

(1)の対応と併せまして、これまでの校舎内改修で整備した狭小教室の解消も併せて行いたい。さらには今、図書室が地下部分にありますので、これを元に戻すような形で、普通教室の確保を行うということも考えています。

さらには児童数の増加に応じて給食室の拡張も必要ですので、地下部分のそれらの教室も併せて行い、更衣室の移転等で場所の確保を行います。

今後のスケジュールですが、議会への報告を経て、設計を年度明けの5月以降から行い、工事については令和3年度から4年度に行い、増築棟が完成した折に、図書室等の改修も終了して、9月以降から運用を開始します。

参考資料は、増築の概要の仮案でございます。校庭に増築しますので、

普通の建物を建てる则校庭の面積が少なくなる、活動のスペースが狭くなりますので、そこに対応するために1階部分ハピロティにして、風の抜けと、子どもたちの出入り、活動の場所の確保をする。さらにはピロティを置くことで、運動会の時期が暑い時期がありますので、日除けの活用もできるのではないかといいことで、ピロティ案で設計をしたいと計画をしています。

私からは以上です。

**庶務課長** ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、お願いいたします。

**折井委員** 統合時にはだいぶ余裕があった校舎がパンパンになって嬉しい悲鳴になっているといいいことで、本当にギリギリです。今すぐ取り掛かってクラス数が23になるといいい、ギリギリ間に合う状態といいいことなので、速やかに様々ないことが整って、建築に入って頂ければなと思いいますが、一方で、少し気になったのが、3番の「今後の対応」の(1)の2行目、「令和9年度以降は児童数が減少する見込み」とあります。ただ、それ以降も24学級であるといいいことにしばらくは変更がないと。その後さらに23、22、21学級と減っていくといいいことまで推測しているのでしょうか。その辺りのことを教えていただけますでしょうか。

**学校整備課長** この数字につきましては、学務課で推計を行い、10年推計といいいことですので、今出ているのが令和11年度までです。令和8年度、9年度以降、児童数は減っていく見込みですが、その後極端に減る場合、もしくは微増傾向で高止まりといいいった、色んなシミュレーションをしていますが、減ったとしても増築棟については学童クラブがない学校ですので、学童に一部転用することも可能ですし、今までは多目的教室など余裕な教室を全て普通教室に転用していますので、他の学校に比べると余裕が全くない状態ですので、増築棟は、もし学級数が減少に転じた際は、そういったものにも活用ができるといいいことで見込んでいます。

**折井委員** すなわち、今は22教室を確保しているといいいっても、先ほどご説明がありましたように、様々ない他の目的で元々作った所も全部転用している、もしくは図書室が地下といいいような、あまりよくない状況をどうにかやりくりしてきたのであって、令和11年以降、24が突然19とか18に変わるといいいのはあまり考えられませんが、学校全体として考えた時に学級数が微減したとしても、施設的には様々に必要ないところがあるとい

うことですか。

**学校整備課長** そのとおりです。

**折井委員** 分かりました。ありがとうございます。

**庶務課長** ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項2番につきましては、以上とさせていただきます。

それでは、続きまして報告事項3番「次世代型科学教育の新たな拠点等に関する今後の取組について」生涯学習推進課長から説明いたします。

**生涯学習推進課長** 私からは「次世代型科学教育の新たな拠点等に関する今後の取組について」、ご報告いたします。

統合後の杉並第四小学校の跡地活用については、次世代型科学教育の新たな拠点等を整備するという事で、昨年、サウンディング型市場調査を実施しました。この調査により、事業者による整備・運営の可能性を探るとともに、杉四小の活用について、地域の意見や要望を伺い、検討を進めてきました。

この度、施設の考え方や、運営・改修に関する基本的事項をまとめた基本計画が策定しましたので、ご報告をします。今後はこの基本計画に基づき進めていきます。

基本計画の概要については、別紙につけていますが、基本理念については、「暮らしに身近な科学から最先端の科学まで、多様な体験や学びを発信することで、子どもから大人まで世代を超えた区民が集い交流し、科学を通じて人と人との繋がりが育まれる拠点」ということを基本理念にしています。

また施設の修繕ですが、建物が築27年ということで、劣化や損傷の状況を踏まえ、適切に修繕を行った上で、設備等を整備していきます。

また、民間活力の導入については、新たな拠点、多目的に利用できる場(集会機能)については、サウンディング型市場調査を実施した結果、民間事業者が両機能を一体的に運営することで、採算性を確保することができる。またはサービスの相乗効果を見込めることが確認できたので、両機能については科学の拠点運営事業者に建物を貸し付け、同事業者に運営を行わせることといたします。

中に綴じこんでいる「配置・平面計画」をご覧いただきたいと思えます。各施設機能と整備主体、運営主体、維持管理主体について表にまとめています。

まず科学の拠点ですが、配置・平面図をご覧くださいと分かるように建物の2階、3階、それから学習活動園を使って整備いたします。

整備主体は科学の拠点運営事業者で、運営や維持管理の主体も科学の拠点運営事業者が行います。

次に多目的に利用できる場ですが、右手の上にある建物北側と体育館の部分です。こちらは整備主体としては区が行いまして、運営主体、維持管理主体は科学の拠点運営事業者が行います。

区立高円寺北子供園は現在1階の北側にございますが、それを南側に移し、3歳児まで拡充します。整備主体、運営主体、維持管理主体とも区が行います。

それ以後、震災救援所機能、または高円寺学園の部活動等の補完機能ということでグラウンド部分、斜線の引いてある部分です。

その他としまして、地域活動倉庫、これは整備主体、運営主体、維持管理主体とも区が行って整備をしていきます。

裏面にまいりまして、貸付の条件ですが、事業方式は区と科学の運営事業者が定期借家契約を締結いたします。貸付物件については、土地、建物、表に記載の通りです。貸付期間は10年間といたしまして、貸付料は月額賃料とし、不動産関係価格で定めることといたします。

その他の部分ですが、工事期間中は科学の拠点として整備する部分は、運営事業者に貸し付けることといたしまして、その期間は条例により無償といたします。

また科学の拠点運営事業者の選定については、公募型プロポーザル方式により、選定委員会を設置し、選定をいたします。

また暫定期間中の取り扱いに関しては、令和2年度、杉四小が閉校してから工事が始まるまでは地域の意見等を踏まえつつ、建物ですとか、体育館は原則として、行政の使用に限り、暫定活用いたします。

また、高円寺学園の外構工事期間中については、高円寺学園の代替運動場として授業及び部活動で使用する予定です。

今後の主なスケジュールについては、4に記載の通りですが、科学の拠点の開設は令和5年10月を予定しております。

私からの説明は以上です。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、お願いいたします。

**伊井委員** 民間活力の導入、科学の拠点という所で、整備主体とか一覧表になっている所ですが、整備主体で科学の拠点運営事業者がという事になると、整備する工事といった事は、この運営事業者が頼んだ形でやるという事ですか。

**生涯学習推進課長** 築27年経っております、設備上の劣化などありますので、それは区が全体的に整備をいたします。

2階、3階部分は展示や色々なスペースを科学事業者として整備いたしますので、その内装工事などは科学の事業者が整備をするということです。

**伊井委員** 費用もですか。

**生涯学習推進課長** 費用も内装工事については、民間事業者が手当てをします。

**伊井委員** 分かりました、良い活用ができるように楽しみにしております。よろしく願いいたします。

**對馬委員** サウンディング型市場調査を行ったということですが、何かいいアイデアというか、何か教えて頂けるようなことがあれば。

**生涯学習推進課長** まず、採算性とか相乗効果のことを考えると、建物部分だけではなく、集会機能の部分、特に体育館が非常にスペースとして広いので、展示スペースとして、活用できるのではないかという意見がございました。常設的な展示ではなく、期間を設定して、その時話題のものとか、最新の展示を展開できるのではないかと申しております。

あとは、グラウンドの活用については、高円寺学園の補完機能としての活用が多いので、事業者として負担をするのは厳しいかなということなので今回そこは外しました。

**教育長** 広さを持ったエリアは比較的ありますが、体育館のように高さを持っている施設はなかなかありません。

科学とか、スポーツも含めて、色々な事業展開をするときに、高さ、空間の大きさというのがとても魅力的で、例えば「大恐竜展」などを仮にやるとしたら、3m、4mもあるような大きな恐竜を展示することができる。多くの博物館などを見ていると、高さを生かしたボリュームのあるようなものがあります。体育館であれば非常に工夫をした展示ができて、それを固定して10年も同じものが飾られているってということだと

意味がないけれども、常に新しい、最新の情報を提供することができる。事業者にしてみれば、体育館の利用というのにすごく魅力を感じているはず。そういうアイデアを生かして、区民が科学に対してより親密な感情を抱くことができるような事業を展開するようしてもらいたいと思います。

**生涯学習推進課長** 確かに、教育長ご指摘のとおり、事業者からは、あれだけの規模・空間を持った科学館は他にあまりないので、そういうところを活用した展開というのは、大いに期待できるということと、入口近くがメインの場所ですので、なかなか2階、3階部分が逆に目立たない所なので、科学の事業をやっているという顔にもなりますので、是非活用したいという声もありましたので、そういうことができる事業展開にしていけたら良いなと考えております。

**庶務課長** ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、報告事項3番につきましては、以上とさせていただきます。

続きまして、報告事項4番「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」、引き続き生涯学習推進課長からご説明いたします。

**生涯学習推進課長** 続きまして、令和元年12月承認分の教育委員会共催・後援名義使用承認について、ご報告いたします。

12月分の合計ですが全体で15件です。定例・新規の内訳は、定例が15件、新規が0件です。

共催・後援の内訳は、共催が5件、後援が10件となっています。

12月分の新規は、先ほどもご説明したとおり、ございませんでした。私からは以上です。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項4番につきましては以上とさせていただきます。

それでは、続きまして報告事項5番「高円寺図書館等に関する今後の取組について」、中央図書館次長からご説明いたします。

**中央図書館次長** 私からは「高円寺図書館等に関する今後の取組について」、ご報告いたします。

高円寺図書館につきましては、区立施設再編整備計画において、統合後の杉並第八小学校の跡地を活用し、既存の建物等を解体・撤去して、新たに地域コミュニティ施設との複合施設として移転・改築することに

より整備することとしてきました。

その後、具体化を図るために地域からの意見等も伺い検討を進めてきましたが、今般、これらを踏まえ、高円寺図書館をはじめとする、当該小学校の跡地を活用した施設等の整備に関する方針を定めました。

今後、この方針に基づき基本計画の策定に向けて取組を進めることといたしましたので、ご報告いたします。

まず、整備等の方針ですが、4つの施設等の整備をします。

1つ目が(仮称)高円寺図書館等複合施設です。こちらは乳幼児親子向けのプログラムの実施や、中・高生の談話・学習の場の提供・支援、高齢者の生きがいや学びなどの事業実施等の多世代が身近な地域で気軽に交流できる施設として整備いたします。内容としては、この中に高円寺図書館を移転・改築し、(仮称)高円寺南地域コミュニティ施設を設置いたします。また、防災機能(防災倉庫等)を設置いたしまして、震災救護所や防災市民組織の物品等を保管する倉庫として活用します。

もう1つは、認可保育所を設置いたします。待機児童ゼロの継続と希望する全ての子どもが認可保育所に入所できる環境の整備ということで、保育所を整備いたします。

また、公園(オープンスペース)ですが、震災救護所機能の維持を図るために、校庭と同程度のスペースを都市計画公園として位置付けるとともに、将来的な活用の余地を残すための暫定活用地を確保いたします。

また、震災救護所機能といたしまして、8歳児にはオープンスペース(公園)や(仮称)高円寺図書館等複合施設を退避スペースとして活用します。

裏面、暫定活用ですが、地域の意見を踏まえ、これまで杉八小で活動してきた地域団体等を主な対象とし、令和2年度中は公園及び体育館等を暫定活用します。暫定活用期間中の建物等の維持・管理は区が担うとしています。また、暫定活用期間中に発災した場合は、震災救護所として活用します。なお、既存建物等の解体から新施設が開設するまでの間は、高円寺体育館を震災救護所の代替場所とし、こちらに清掃事務所の高円寺車庫の一部も含みます。

今後の主なスケジュールですが、来月2月には区議会の総務財政委員会に、杉並第八小学校跡地を活用した施設等の整備等方針として、報告します。

また、3月には基本計画を策定し、5月には暫定活用の開始をいたします。設計や地盤調査、測量、あるいは既存校舎等の解体設計等もこの5月からスタートします。

また、6月には総務財政委員会に基本計画を報告します。

11月には、公園の都市計画決定をし、令和3年の4月には既存校舎の解体工事にかかります。

また、令和3年5月には、公園の地盤調査、6月には公園の設計を行い、令和4年度からは、実際に複合施設等の工事に入り、令和6年度には(仮称)高円寺図書館等複合施設の開設と認可保育所の開設。令和7年度からは公園が開設するといった方針を今回立てました。以上でございます。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、お願いいたします。

**對馬委員** 杉八小の場所に高円寺図書館を中心とした複合施設が来るということで、ここは、元々広さはある所かと思えます。せっかく新しいものをつくるので、新しいアイデアが含まれたコンセプトのあるものをつくってもらえたら面白いなと思えます。

前に、高井戸の図書館に行かせてもらったときは静かに本を読んだり、調べものをする部屋と、ちょっと談話をしてもいいような部屋が図書館の中に分かれていて、少し談話をしながら過ごすということも含めたようなスペースがあり、低い音でBGMが流れていたりすることで、注意をしなくても自然に分けられるようにということをやっているんじゃないかと感じて、とても面白いなと思えました。音楽が流れている所はしゃべっていいけど、静かにする所は何も音がないという、自然にマナーとして守れるというような、新しいアイデアみたいなものがあると面白いなと思えます。せっかくコミュニケーションとかも大事にしたというところを生かすもの、公園なんかも近くに併設されるのであれば、それも含めて何か新しいアイデアがこれからの計画の中に盛り込まれていくと面白いなと思えました。よろしくお願いいたします。

**中央図書館次長** ご意見ありがとうございます。新しいアイデアということで、まさに委員ご指摘のような取組を今後進めていかなければならないと思っています。

現在進めている中央図書館の改修や、永福三丁目の複合施設も新しい

取組として、ただ単に本を静かな環境で読むだけではなく、場合によっては、別の環境の部屋なども用意して、そこでは議論したりしゃべったりもできるというような環境も一部備え付けていきたいと思っています。いずれにしてもそのような場所が、高円寺の図書館ができるまでの間の先行事例となってきますので、そこで実践をし、良い点、悪い点色々出てくると思います。そういうことも踏まえ、高円寺図書館に生かしていければと思います。

**伊井委員** 認可保育所があり、震災救援所の機能もあり、図書館の複合施設ということで、最初にお伺いしたいことは、基本計画ということで総務財政委員会への報告と書いてありますが、総務財政委員会に報告する理由を教えてくださいのと、周りにお寺があったりしますので、建物の位置関係とかそういうことも配慮されるかと思いますが、対馬委員がおっしゃったのと重なるのですが、周辺環境と調和するよう考えていって頂けたら良いなと思います。あとは周りが狭い道路なので、その辺の安全確保、それからせっかくこういったものが建つのであれば、色んな方に知って頂く形をとって頂いたら良いかなと思います。高齢者の方々をはじめ、たくさんの方々に利用して頂けるような広報の仕方を配慮して頂けたら良いかなと思います。よろしくお願いいたします。

**中央図書館次長** まず、総務財政委員会への報告についてですが、この案件自体は政策経営部が中心となつてこうした方針を立てており、2月の報告についても政策経営部で行います。区の中の各所管に広くまたがりまして、教育委員会はその一部という形になるので、政策経営部が代表して報告をします。

その中に高円寺図書館の部分が含まれているということから、文教委員会で報告するというのではなく、1か所にまとめて報告をするという形です。

また、周辺環境についてですが、比較的道路付けだとか、狭いような所もありますので、十分に配慮して今後考えていかなければいけないと思っています。

今回につきましては、基本的にこの敷地を解体後、どういった施設が入るのか、いつぐらいのスケジュール感で建物をつくっていくのか、基本の方針を立てたという段階ですので、そういった所につきましては今後さらに詳細に詰めていくということになっております。

また、図書館のほかに地域コミュニティ施設も入るということで、幅広く色々な方が来て頂けるような施設を目指しておりますので、本当に知ってもらえる広報を努めていくことが大切と思っておりますので、各所管と相談しながらやっていきたいと思っております。

**伊井委員** 学校があった所で色んな思いがあって1つの学校になっていったような経緯もありますので、地域の方々に愛されるような施設になると良いなと思っております。よろしく願いいたします。

**庶務課長** ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項5番につきましては、以上とさせていただきます。

以上で報告事項の聴取を終わります。

**教育長** ありがとうございます。

それでは、冒頭に決定いたしましたとおり、ここからは非公開で審議をさせていただきます。

その前に庶務課長、連絡事項がございましたらどうぞ。

**庶務課長** 今後の教育委員会の開催予定ですが、2月12日(水)は区議会の本会議を開催中のため、教育委員会の開催日を変更させていただきます、次回は2月10日(月)午後2時から定例会を開催させていただきます。

よろしく願いいたします。

以上でございます。

**教育長** それでは改めまして議案の審議を行います。

庶務課長、お願いいたします。

**庶務課長** それでは、日程第1議案第3号「杉並区行政財産使用料条例の一部を改正する条例」を上程いたします。

それでは、ご説明いたします。

お配りをしてございます、議案第3号の「議案説明資料」をご覧ください。

区では、長期目的外使用施設の使用料につきまして、算定の基礎となる地価及び建物価格が変動していることから、このたび使用料の見直しを行うことといたしました。

このことに伴いまして、中央図書館の売店の使用料を改定する等の必要があるため、この条例を改正するものでございます。

それでは、この条例の概要につきまして、ご説明いたします。

表の1番下に記載の「中央図書館」におきまして、施設の改修により、

地上1階に「売店」を設けるほか、月額の使用料を記載の額に改めるものでございます。

最後に、この条例の「実施の時期等」でございますが、施設の改修が終わる、令和2年7月1日から施行することとするほか、必要な経過措置を定めてございます。

以上で、説明を終わります。

議案の朗読は、省略させていただきます。

ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、お願いいたします。

**教育長** ほとんど値上がりするけれど、中央図書館の1階の売店だけは、値下がりをするということですね。

**庶務課長** 若干現在よりも平米数が少なくなったと理解をしています。

よろしいでしょうか。

それでは教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは、採決を行います。

議案第3号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議がございませんので議案第3号につきましては、原案のとおり可決といたします。

**庶務課長** それでは、続きまして日程第2議案第4号「杉並区行政財産使用料条例等の一部を改正する条例」を上程いたします。

それでは、ご説明いたします。

お配りしてございます、議案第4号の「議案説明資料」をご覧ください。

集会施設、体育施設等の施設整備に係る経費や施設の維持管理経費の一部につきましては、区民全体の負担となる事から、その使用料等については、集会施設等の利用者と未利用者との公平性を確保していく上で、社会経済環境等により、求められるサービスの内容や経費の変化等を考慮しながら、定期的な見直しを行っていく必要がございます。

区では、このたび、「杉並区行財政改革推進計画」に基づきまして、受益者負担の適正化の観点から集会施設、体育施設及び目的外使用施設の使用料等につきまして、見直しを行うことといたしました。

このことに伴いまして、区の施設の使用料等を改定するなどの必要があるため、これらの条例を改正するものでございます。

なお、この条例案につきましては、さきに区民等の意見提出手続を実施し、作成したものでございます。

また、関連する10件の条例につきまして、条建てで改正することとしており、第1条は「行政財産使用料条例」の一部を、第10条は「社会教育センター条例」の一部を改正するものでございます。

それでは、この条例の概要につきまして、ご説明いたします。

議案を3枚おめくりいただき、「使用料等の改定の概要」をご覧ください。

社会教育センターのホール、集会室、和室等の使用料を記載の通り改めるものでございます。また、資料の3ページにおきましては、郷土博物館の会議室の使用料を記載の通り改めるものでございます。

最後に、この条例の「実施の時期等」でございますが、令和2年11月1日から施行することとするほか、必要な経過措置を定めてございます。以上で、説明を終わります。

議案の朗読は、省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、お願いいたします。

**折井委員** 細かい質問で申し訳ないのですが、2ページの注のところ、1番「時間区分欄の『午前』は午前9時から正午まで、『午後①』は午後1時から午後3時」とあるのですが、例えば、10時～12時まで何かをする、けれどもお部屋を開けられる、最後余裕をもってプラス30分ということは、ここのところを見ると時間区分の延長が少しできるようなのですが、例えばお昼の時間帯、12時から1時も使えるのでしょうか。その辺りはどうなのでしょう。社会教育センターの方です。

**庶務課長** ホールとか、集会室のことでしょうか。

**折井委員** どちらかというとな集会室の方です。

**生涯学習推進課長** 時間の枠で貸しておりますので、そういう使い方は午前、午後通しで使って頂くというような形になります。

**折井委員** 午後は1時からですよ。それも含めてということですか。

**生涯学習推進課長** それも含めてでございます。

**折井委員** 使い勝手的にどうなのでしょう。倍になるわけですよ。

**生涯学習推進課長** これは事前申し込みとなりますので、枠が決まっていますと途中を取られて前後には入れないとか、そういうことがありますので、基本的には社会教育センターに限らず他の集会施設も、枠で取る。午前、午後、夜間というような枠で取るということを決めております。

**折井委員** 例えば、教員の研修とか2時～4時が多いですが、そうすると1時から午後の6時まで取らなければいけない。例えばよく研修受けるときは大体学校で行ったり、済美教育センターで行う。もちろん教員の研修等では問題がないのですが、よくあるのが、午前のお仕事を終えて、そのまま移動の時間も合わせてだと2時とか5時くらいまで、何かの勉強会があったりとかってなったときに微妙に使い勝手が悪いのだろうなど。ただ、行政側の枠というところも分かるは分かるのですが、一方で民間の所はうまく細かくやっているのだろうなと思うと、今回これがどうのということではないのですが、やや使い勝手の面では難しいところがあるのかなと、感想ですが思いました。

**久保田委員** 先ほど中央図書館の1階の売店部分だけが、使用料下がるというので、こういうことあるのだということと併せて、狭くなるというのが良く分かったのですが、今回の社会教育センターの場合は、ホールが上がっていますよね。それ以降も集会室、和室等々全て使用料が下がる形になっています。この背景というか理由、何かあるのでしょうか。

**生涯学習推進課長** ホールですが、社会教育センターのホール、それから勤労福祉会館のホールについては、他の区民会館のホールと設備や仕様が違うということで、1.5倍です。他のホールに比べると設備、仕様が異なるのと興行的な利用が多いということで、その分の倍率がかかっているということがあります。

あとは金額が下がるというのは統一の平米単価で会議室の面積等でかけておりますので、その関係で上下する所が出てきてしまったということです。

**庶務課長** 補足をいたします。集会室につきましては、施設を今回見直すにあたって、考え方として4区分を設けています。

公共性の高い施設と低い施設、また一方で選択性の高い、民間でもあるよねというような施設と、公共的必需性。こういった4区分を設けたときに、公共性が高い一方で選択性が高い施設として集会室というのは、

カテゴリーとして分けられています。その場合には、現状の使用料の計算をした上で負担割合を50%という係数、それをかけたことで一旦は上がるように見えるのですが、実際は半額と言いますか、50%の負担率ということで、使用料が下がって見える。下がって見えると言いますか、下がるというような結果になっています。したがって、今説明あったように、ホールについては興行的な使用で1.5倍、集会室については負担割合を50%にしたことから下がっていく表となっています。

**久保田委員** そうしますと、非常にうがった言い方をすると、今までは高すぎたということでしょうか。

**庶務課長** 高すぎたというか、今までは前段の説明にあったように、ある基準を設けて平米数で掛け算をしていたので、今後その施設にかかる経費というのをそもそもどうやって見ていくかということ、今までは直接人件費と維持管理費というのを施設にかかる経費として見ていましたが、これからは施設にかかるコストはフルコストという言い方をしていますが、人件費のほかに、施設建設費、減価償却にかかるお金ですとか、維持管理費ということで、その総体の枠組みそのものを見直したということで、今までが高くて、これからが安いということではなく、施設の利用料を決めていく考え方を根本的に変えていく中から、負担率を出したと。4領域に分けて考え方を整理したとご理解いただけたらと思います。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは、採決を行います。

議案第4号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議がございませんので、議案第4号につきましては、原案のとおり可決いたします。

**庶務課長** それでは、続きまして日程第3議案第5号「杉並区教育振興基本計画審議会条例」を上程いたします。

それでは、ご説明いたします。

お配りをしてございます、議案第5号の「議案説明資料」をご覧ください。

区は、令和3年度を目標年度とする「杉並区教育ビジョン2012」に掲げた「杉並の目指す教育」を実現するため、施策の重点化を図りながら、着実に取組を推進してきたところでございます。

このたび、これまでの取組実績及び教育行政を取り巻く環境の変化を踏まえ、今後おおむね10年程度を見据えた新たな「杉並の目指す教育」を実現するための指針を示す必要があるといったところから、教育基本法に基づく教育振興基本計画として新たな教育ビジョンを策定することとし、教育振興基本計画の策定に関し必要な事項を調査審議する教育委員会の附属機関を設置することといたしました。

このことに伴いまして、教育振興基本計画審議会を設置する等の必要があるため、この条例を制定するものでございます。

それでは、この条例の概要につきまして、ご説明いたします。

第1条は審議会の設置に関する規定でございまして、「杉並区の教育振興基本計画を策定するため、教育委員会の附属機関として、杉並区教育振興基本計画審議会を置く」こととしてございます。

第2条は所掌事項でございまして、「教育委員会の諮問に応じ、杉並区の教育振興基本計画の策定に関し必要な事項について調査審議し、答申するほか、教育委員会に意見を述べることができる」ものとしてございます。

第3条におきましては、「審議会は、教育委員会が委嘱する委員13人以内をもって組織し、その任期は、答申が行われた日まで」と定めてございます。

委員の内訳でございしますが、区民が2人以内、学校教育及び社会教育の関係者が6人以内、学識経験者が5人以内としてございます。

第4条から第6条までは、会長及び副会長、会議並びに委員以外の者の出席等について定めるものでございます。

裏面をご覧ください。

この条例の「実施の時期等」でございしますが、令和2年7月1日から施行することとするほか、審議会の会長等の報酬などを定めてございます。

以上で、説明を終わります。

議案の朗読は、省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございま

したら、お願いいたします。

**教育長** 杉並区教育振興基本計画と、杉並区教育ビジョンとの関係をもう一度説明してください。

**庶務課長** 杉並区教育ビジョン、現在のものもそうですが、教育基本法の第17条に教育振興基本計画というのを策定するように、国に求められているところの2項に公共団体についても、定めるようにということで、努力義務として置かれているものでございます。

そのことについて杉並区では「教育ビジョン」と呼んでいます。

**教育長** そのことについては、総合教育会議において、杉並区のビジョンを教育振興基本計画とすると、これまではしてきたということですね。

**庶務課長** 総合教育会議において、大綱としたところは今回のビジョンでございます。

これは新たに大綱等を定めるという決まりができたところで、追認するという形になりましたので、これができる、イコール、大綱になるということではないということです。改めてということになるかと思えます。

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは、採決を行います。

議案第5号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは異議ございませんので、議案第5号につきましては、原案のとおり可決といたします。

**庶務課長** 続きまして、日程第4議案第6号「杉並区立学校施設使用料条例の一部を改正する条例」を上程いたします。

それでは、ご説明いたします。

お配りしてございます、議案第6号の「議案説明資料」をご覧ください。

区は、杉並区教育ビジョン2012推進計画に基づきまして、区立小中学校の屋内運動場に、冷暖房設備の設置を進めてきたところであり、令和3年度には、改築予定の中瀬中学校を除く全ての小中学校への設置が完了する所でございます。

令和2年度には、3分の2の小中学校の屋内運動場に冷暖房設備が設置されることから、冷暖房設備が設置された屋内運動場の使用料を設定することといたしました。

このことに伴いまして、屋内運動場の使用料を改める必要があるため、この条例を改正するものでございます。

それでは、この条例の概要につきまして、ご説明いたします。

条例の別表第1におきまして、冷暖房設備を有しない屋内運動場の使用料の額を500円と、冷暖房設備を有する屋内運動場の使用料の額を600円と定めるものでございます。

最後に、この条例の「実施の時期等」でございますが、令和2年6月1日から施行することとするほか、必要な経過措置等を定めてまいります。

以上で、説明を終わります。

議案の朗読は、省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、お願いいたします。

**教育長** 簡単に言うと、電気代100円と。

**庶務課長** そうです。おっしゃるとおりです。使用の内容に関わらず、ついているか、ついていないかだけで明確にするということです。

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは、議案の採決を行います。

議案第6号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議がございませんので、議案第6号につきましては、原案のとおり可決といたします。

**庶務課長** 続きまして、日程第5議案第7号「杉並区立図書館条例の一部を改正する条例」を上程します。

それでは、ご説明いたします。

お配りをしてございます、議案第7号の「議案説明資料」をご覧ください。

区は、「杉並区立施設再編整備計画」に基づきまして、築50年を超

え、老朽化が進んでいる杉並区立永福図書館を移転することといたしました。

このことに伴いまして、永福図書館の位置を変更する等の必要があるため、この条例を改正するものでございます。

それでは、まず、施設の概要につきまして、ご説明いたします。「資料2」の配置図をご覧ください。

構造は、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、地上3階建てで、敷地面積及び建築面積は記載のとおりでございます。

主な施設の配置でございますが、1階は「大宮保育園」を、2階は「永福図書館」を、3階は「コミュニティふらっと永福」を配置してございます。

「資料3」の下側でございます、2階平面図をご覧ください。

2階の永福図書館におきましては、一般開架と児童開架のほか、乳幼児室等を設けてございます。

続きまして、条例の概要につきまして、ご説明いたします。

永福図書館の位置を「杉並区永福四丁目25番7号」から「杉並区永福三丁目51番17号」に改めるほか、永福図書館は、地域コミュニティ施設である「コミュニティふらっと永福」との複合的施設として設置することを定めるものでございます。

最後に、この条例の「実施の時期等」でございますが、令和3年4月1日から施行することとしてございます。

以上で、説明を終わります。

議案の朗読は、省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、お願いいたします。

**教育長** この位置を指定するときに、何がどこにあるとその位置になるのですか。玄関ですか。

**中央図書館次長** その番地の玄関の位置で考えております。

**教育長** 昔、新宿高校が渋谷区にあって、「新宿高校」と言っていた。今は建て替えて入口が新宿区になったので、名実ともに「新宿高校」となったといういきさつを聞いた時に笑いましたけど。

**庶務課長** ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは、採決を行います。

議案第7号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは異議ございませんので、議案第7号につきましては、原案のとおり可決といたします。

**庶務課長** それでは、日程第6議案第8号「杉並区立小中一貫教育校高円寺学園環境整備工事の請負契約の締結について」を上程します。

学校整備課長から、ご説明いたします。

**学校整備課長** それでは、議案第8号につきまして、ご説明いたします。議案説明資料をご覧ください。

本件は、杉並区立小中一貫教育校高円寺学園の環境整備の請負契約の締結を行うものでございます。契約の相手方は、白石建設株式会社です。契約金額は3億7,640万円。契約の方法等については、お手元の議案、資料に記載のとおりです。

資料1につきましては、案内図。おめくりいただくと、所在地は高円寺北一丁目4番です。

資料2、工事概要です。屋外倉庫、駐輪場等の建設工事のほか、校庭の舗装工事、全面人工芝を敷設しますが、雨水貯留浸透槽設置工事等を行うこととしています。面積等は記載のとおりでございます。

資料3については仕上表になっています。

資料4をご覧ください。配置図です。現在の旧高円寺中学校の校舎があった場所は既に取り壊しをしていますが、その場所に全面人工芝の校庭を設置するというにしています。校庭周辺には、防球ネット、さらにはうんてい、鉄棒、屋外倉庫等を設置します。

資料5については、平面図。これは倉庫等の平面図です。

資料6については、パース、透視図です。

竣工については、本年8月中旬、9月から供用を開始する予定です。

以上で説明を終わります。

議案の朗読は省略させていただきます。

よろしく願いいたします。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、お願いいたします。

**伊井委員** 人工芝ということですが、資料4の配置図に人工芝と書いてあって、ここが人工芝ということでしょうか。

**学校整備課長** 全面と言いましても、周りのうんていとか、鉄棒とかがある所は別のしつらえです。真ん中部分、平米で言えば4,100㎡が全体の校庭ですが、3,865㎡が人工芝です。

**伊井委員** 周りは土っておっしゃいましたか。

**学校整備課長** この周りについては、ゴムチップウレタン舗装なので、土の所はないです。環境に配慮しています。

**伊井委員** 分かりました。もちろん、この建物については耐震も考慮しているということでしょうか。

**学校整備課長** はい。体育倉庫等もそうです。

**伊井委員** ありがとうございます。

**久保田委員** 杉並区で初めての人工芝ということでどうなるか大変楽しみにしているところです。この人工芝については、今後、改築校が色々出てきますが、どんなふうになっていくのかという見通しのようなものがあるのでしょうか。

**学校整備課長** 今回高円寺については南側に校舎を建てるということで、必然的に北側が校庭。6階建ての建物ですので、かなり冬季、冬至の時期を中心として日陰になる部分がある。例えば冬の時期に雪が降ったりしますと、根雪状態になる、もしくは通常の時期でも雨が降った時にぬかるむということがある。さらには今まで建物が建っていて、特にそういう被害が無かったのですが、砂の校庭にした場合には、周辺の住宅から砂塵被害を懸念する声があった。そういったものを考慮いたしまして、高円寺で初めて人工芝を全面的に採用することになりました。

しかしながら、今後、学校建築全てそうかということ、議会のときにも申し上げましたが、あくまでもテストケースと言いますか、やってみた上で同様な条件で、人工芝がどのような有効性を持つのか。そういったものを検証しながら、今後の導入については慎重に検討していきます。

**庶務課長** ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは、採決を行います。

議案第8号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議がございませんので、議案第8号につきましては、原案のとおり可決いたします。

**庶務課長** それでは、続きまして日程第7議案第9号「図書(令和2年度小学校教師用指導書)の買入れについて」を上程します。

それでは、ご説明いたします。

本件は、令和元年8月7日の教育委員会で教科書採択が行われたことに伴い、区立小学校で使用する教師用指導書を買入れるものでございます。

「議案説明資料」をご覧ください。

契約金額は75,722,460円、契約の相手方は「東京都第一教科書供給株式会社」、契約の方法は随意契約でございます。

数量は13種目で計3,849冊、種目ごとの冊数内訳は議案の3枚目に添付してございます。

以上で説明を終わります。

議案の朗読は省略させていただきます。

ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、お願いいたします。

**久保田委員** 今回の新しい教科書から、指導書ではデジタルをつけていくということで、大変多くなつたと聞いておりますが、そういった関係で価格が以前より上がっているのではないかと、個人的に思っています。そんな中でトータルの金額自体が今までと比べてどうなのかということが1つと、資料にあります「冊数」を見ると、1番分かりやすいのは地図で実際には40冊ということが1学年1冊なのだと理解できるわけですが、他の教科等を見た時に、学年1冊という考え方にすべき冊数なのかどうか。自分で計算してみるとあいまいな部分もあるので、その辺も教えて頂ければと思います。

**庶務課長** まず価格ですが、これを経年で見ますと、何冊買ったかということにもよるのですが、平成20年の頃は大体5,000万円くらいだったのですが、そもそも論として、紙が非常に高騰しているということが言われています。

それから、お話があったように、附属的なこともあろうかと思いますが、もう1つは子どもが減っていることで、総販売数が落ちていることか

ら、供給会社でそもそもの利潤を確保しなければいけないということがあって、単純にかつてのものと製作単価を比較できないところがあります。

それと今回の購入に関しては、学習指導要領が変わるので、一気に買い替えるという冊数の多さも手伝ってこの金額になっています。

平成27年のときは3,400万、23年の時は6,000万と買うときによって、冊数、社会状況も含めて値段が変わるということはあろうかと思います。

それから冊数、購入の考え方なのですが、基本的には学年のクラス単位で買って、必要数をはじき出すというようなやり方をしています。

例えば、1、2学級、または3、4学級、もしくは5、6学級というように学級数が増えるとそれに伴って冊数を増やしていくようになります。1、2学級では、1冊。3、4学級では2冊としています。40冊というのはおそらくおっしゃったように1学年で2冊ないし1冊。地図については学校数ということになります。

**久保田委員** 分かりました。地図の場合には基本的に3年生で初めて地図帳配布なので、そういう意味では40冊というのは、学校1冊で3年生。4、5、6年は使いたければ使って良いということですが、非常に分かりやすい40という数字。ですが、他の教科の数字が色々あったので質問いたしました。

**教育企画担当部長** 地図については指導書があるのですが、実際調べてみるとほとんど活用されていないという実態もあり、新しく地図帳が変わるということで、全校に1冊。それ以外については先ほど庶務課長が説明したように、原則2学級に1冊。以前は、全ての学級に、学級数分指導書を配布していました。杉並区はデジタル教科書を導入し、デジタル教科書の活用を推奨していく中で、指導書を学級1冊ではなく、最初は学年1冊くらいと思っていたのですが、若手の教員が増えている中、それも厳しいだろうという話より、2学級に1冊としました。

購入するものですので、コピーとかは法的にできませんので、1冊にしてコピーされるというのも困りますので、2学級に1冊というところで配布をしている数です。

ただし、算数などは今、少人数というものをやっているのですが、学級数だけでは単純に計算できないところもあるので、多少調整は入れていきます。

**庶務課長** ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは、採決を行います。

議案第9号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議がございませんので、議案第9号につきましては、原案のとおり可決といたします。

**庶務課長** それでは、続きまして、日程第8議案第10号「令和元年度杉並区一般会計補正予算(第5号)」を上程します。

それでは、ご説明いたします。

議案を2枚おめくりいただいて、補正予算概要の1ページ目をご覧ください。

歳入歳出予算でございますが、「事務事業名」の欄に記載の10事業について、「補正額」の欄に記載の金額を減額補正するものでございます。

表の中ほどに記載の「小中一貫校の施設整備・高円寺地区」において新たに特定財源として国・都支出金の欄において東京都からの補助金3,059万7,000円計上するほかは、いずれも、本年度の事業執行により実績として生じた予算の残額を補正するものでございまして、総額で3億3,755万7,000円の減額となっております。

まず、先ほど申し上げた表の中ほどの「小中一貫校の施設整備・高円寺地区」についてご説明いたします。高円寺地区の小中一貫教育校につきましては、東京都からの補助金が、申請に基づき交付されることが決定したため、特定財源として3,059万7,000円を計上するものでございます。

なお、このことに伴いまして、差し引き一般財源につきましては3,059万7,000円を減額するものでございます。

続きまして、今年度の事業実績による減額補正について表の上から順にご説明いたします。

まず、「学校人事・給与事務」でございますが、通学案内交通指導業務の実績に応じた減額でございます。通学案内交通指導業務につきましては、想定される従事時間に基づき予算の計上をしているところでございますが、実際の従事時間については天候や学校行事の都合等により変

更となることから、実績に応じ、1,100万円を減額するものでございます。

次に、「情報教育の推進」でございますが、北海道胆振東部地震の影響により、後継プロジェクターの生産が遅れたため、現行機種のリリース対応と新規リース契約の期間が短くなったことにより2,200万円を減額するものでございます。また、中学校22校・小学校1校・養護学校のパソコン室のタブレットパソコン等と高円寺学園、和泉学園、和田小、杉十小のタブレットパソコンのリースを一括契約として競争入札することで、4,500万円の入札効果が得られました。このため、合計で6,700万円を減額するものでございます。

次に、「小学校空調設備整備」と、1つ項目を飛ばしまして、「中学校空調設備整備」について、併せてご説明いたします。こちらは、体育館等への空調設備の整備に当たり、工事発注の際に設計を精査し、生じた差額を主な理由として補正するもので、小学校において5,100万円、中学校において5,500万円を減額するものでございます。

なお、特定財源のうち、「その他」については、体育館への空調設備設置工事实施に伴う東京都環境公社からの補助金でございますが、工事金額の減額に伴いまして、小学校において3,460万7,000円、中学校において1,699万3,000円を減額し、差し引き一般財源につきましても、それぞれ1,639万3,000円、3,800万7,000円の減額となっております。

次に、1つ戻って頂きまして、「中学校の施設整備」でございますが、給食室等の改修に当たり、工事発注の際に設計を精査し、生じた差額を主な理由として補正するもので、1,433万2,000円を減額するものでございます。

次に、「幼稚園等就園奨励」及び「私立幼稚園等教育支援」について併せてご説明いたします。私立幼稚園の保護者へは、「幼稚園等就園奨励」事業による補助金及び「私立幼稚園等教育支援」事業による補助金を交付することとしておりますが、補助金の対象となった園児の数が、当初想定していた園児の数よりも少なかったことから、実績に応じた減額を行うものでございまして、「幼稚園等就園奨励」、「私立幼稚園等教育支援」のいずれにおきましても、それぞれ1,500万円を減額するものでございます。

なお、「幼稚園等就園奨励」においては、補助金交付額の減額に伴って、国からの補助金についても減額となることから、特定財源は347万

9,000円減額となるものでございまして、差し引き一般財源につきましては、1,152万1,000円の減額となります。また、「私立幼稚園等教育支援」においても、同様に、東京都からの補助金が減額となることから、特定財源は903万1,000円減額となるものでございまして、差し引き一般財源につきましては、596万9,000円の減額となります。

次に、「永福図書館の移転改築」「中央図書館の改修」について、併せてご説明をいたします。いずれも、入札により工事請負費が減少したことに伴い、それぞれ、3,498万5,000円、7,424万円を減額するものでございます。

なお、工事請負費の減少に伴いまして、施設整備基金からの繰入額についても減少いたしますので、特定財源の「その他」の欄において、それぞれ、2,800万円、5,900万円を減額し、差し引き一般財源につきましては、それぞれ、698万5,000円、1,524万円の減額となるものでございます。

それでは、続きまして2ページ目をお開きください。

教育費の総額を記載してございます。

今回の補正により3億3,755万7,000円を減じまして、補正後の教育費の総額は、197億1,391万1,000円でございます。

なお、特定財源のうち、「国・都支出金」につきましては、1,808万7,000円を増額し、補正後の総額は9億9,323万5,000円となっております。

また、特定財源のうち「その他」につきましては、東京都環境公社からの補助金及び施設整備基金からの繰入金合計1億3,860万円を減額いたしますので、補正後の総額は19億9,287万8,000円となっております。これらにより、差し引き一般財源につきましては、2億1,704万4,000円を減額し、補正後の総額は138億9,079万8,000円でございます。

歳入歳出予算の補正につきましては、以上でございます。

次に、1枚おめくりいただきまして、3ページ目をご覧ください。

こちらは、令和元年度で執行に至らなかったものを令和2年度に繰り越す繰越明許の一覧でございます。

まず、表の一番下に記載の「中央図書館の改修」についてご説明をいたします。

中央図書館におきましては、現在大規模改修工事を進めているところでございますが、工事の実施に際し、アスベストが含まれる場所が新た

に見つかったため、除去作業を追加で実施することといたしました。この結果、当初令和元年度中に実施予定であった内装等一部工事が翌年度にずれ込むこととなりましたので、そのための経費6,996万円を翌年度に繰り越すものでございます。

次に、中央図書館の改修以外の3項目について、併せてご説明をいたします。これらは、いずれも、契約の相手方に工事前払金を支払う予定であったものでございますが、相手方が前払金を受け取らないことから、その分の経費を翌年度に繰り越すものでございまして、高円寺地区の小中一貫校の施設整備におきましては、小学校費・中学校費のいずれも6,174万円を、社会教育センターの改修におきましては、1,021万5,000円を繰り越すものでございます。

以上で補正予算の説明を終わります。

議案の朗読は省略させていただきます。

ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、お願いいたします。

それでは、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは、採決を行います。

議案第10号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議ございませんので、議案第10号につきましては、原案のとおり可決といたします。

**庶務課長** それでは、日程第議案第11号「令和2年度杉並区一般会計予算」を上程します。

それでは、ご説明いたします。

議案を2枚おめくりいただきたいと思えます。

当初予算概要の1ページから4ページは、予算編成に関する基本方針でございます。

次に、5ページをご覧ください。こちらは、一般会計全体の財政計画でございます。

次に、6ページをご覧ください。こちらは、教育費における歳入予算でございます。教育費の総額は、63億4,446万4,000円でございます。前年度と比べますと、4億円余、率にして7%の増となっております。こ

の主な要素といたしましては、富士見丘小学校の移転用地購入のために特別区債の発行が17億円余増額となった一方、高円寺学園や就学前教育支援センターの施設整備が完了した事に伴い、補助金等の国庫支出金が5億7,000万円余減額となるとともに、施設整備基金からの繰入金についても6億7,000万円余の減額となったものでございます。

次に、7ページは、一般会計の歳出予算の款別集計でございます。区全体では、1,937億9,000万円余でございます。前年度と比較して47億円余、率にして2.5%の増額予算となっております。このうち、第7款の教育費の総額は、199億7,791万4,000円で、前年度比14億5,000万円余、率にして0.7%の増額となっております。なお、教育費の一般会計全体に占める割合につきましては、10.3%となっており、ほぼ今年度と同様の水準となっております。

なお、このページの下表には、教育費の経費別内訳を記載してございます。そのうち、既定事業につきましては、前年度比で97.4%、金額にして3億円余の減額となっております。減額となった主な要素でございますが、「幼稚園等就園奨励」及び「私立幼稚園等教育支援」は保育課が所管する事業であるため、保健福祉費へと移管することとし、10億9,000万円余が減額となったものでございます。一方で、増額となったものですが、タブレットパソコンの配備拡大等のための経費2億5,000万円余、済美養護学校の増築を含めた小学校の運営管理の経費2億円余、「図書館運営」においては、9月に中央図書館がリニューアルオープンすること等により、1億9,000万円余の増額となっております。

続きまして、新規・臨時事業につきましては、前年度比で約3.6倍、金額にして2,900万円余の増額となっておりますが、この主な要素は、新教育ビジョンの策定に向けた審議会運営のための新たな経費及び統合後の杉並第四小学校の維持管理のための新たな経費でございます。

次に、投資事業につきましては、前年度比で105.5%、金額にして4億2,000万円余の増額となっております。増額の要素といたしましては、富士見丘小学校の移転用地購入のための費用等の計上により、43億円余の増額、杉並第二小学校の改築経費について1億4,000万円余の増額、中学校の空調設備の設置等の経費が1億4,000万円余の増額、永福図書館の移転改築及び中央図書館の改修の工事進行に伴い、それぞれ、1億5,000万円余、2億1,000万円余の増額となっております。

その一方で、減額となった主なものとしたしましては、就学前教育支援センター、高円寺学園、桃井第二小学校の施設建設工事が終了したことにより、それぞれ4億7,000万円余、17億8,000万円余、3億7,000万円余の減額となりました。

次に、8ページは、新たに設定をする債務負担行為について、表に記載の期間において記載の限度額を設定するものでございます。

次に、9ページは、地方債についてでございます。富士見丘小学校の移転用地購入のための地方債を発行するほか、引き続き永福図書館の移転改築及び中央図書館の改修について、記載の額を限度として地方債を発行するものでございます。

次に、10ページと11ページは、教育費の事業別一覧でございますが、事業を前年度対比で掲載しております。このうち、「★」のついているものが、新たに計上する新規事業でございます。10ページ、3番の「新教育ビジョンの策定」、11ページ、59番の「中瀬中学校の改築」、など、今後新たに事業を進めていくものでございます。

一方、「◆」がついているものにつきましては、廃止事業でございます。

10ページ、16番の「学校における働き方改革の推進」につきましては、東京都の補助金を活用して行う事業のみを計上してまいりました。この間、東京都の補助事業を活用して「杉並区立学校における働き方改革推進プラン」の策定や、「教員のタイム・マネジメント力向上研修」などに取り組んでまいりましたが、この事業が終了することから、予算事業としては廃止となりますが、これまでの研修内容を全校で活用するなど、「働き方改革推進プラン」に基づき、引き続き教員の働き方改革に取り組んでまいります。

なお、11ページの60番と61番に記載がある「幼稚園等就園奨励」及び「私立幼稚園等教育支援」につきましては、先ほどもご説明いたしましたとおり、区長部局の保育課が所管する事業であることから、令和2年度から予算は児童福祉費へと移管いたしますので、教育費としては廃止するものでございます。

次に、12ページ以降は、教育費の主な事業でございますが、12ページには新規・臨時事業を、13から16ページには投資事業を、17から21ページには主な既定事業を記載してございます。

令和2年度の主な事業につきましては、お手元の参考資料によりご説明いたしますので、右上に「令和2年度予算参考資料」と記載があるものをご覧ください。

1 ページ目は、令和2年度に取り組む主な内容について総括的に記載したものでございますので、後ほどご覧ください。

次に、2 ページ目をご覧ください。新教育ビジョンの策定に向けた取組についてでございます。

現在の教育ビジョンにつきましては、令和3年度に終期を迎えることとなりますので、令和4年度を始期とする教育振興基本計画である新教育ビジョンの策定に向けた取組に着手いたします。具体的には、主な取組内容の1番目に記載のとおり、教育委員会の諮問に応じて新教育ビジョンの策定に関し必要な事項を調査審議するため、公募区民や学識経験者で構成する「(仮称)杉並区教育振興基本計画審議会」を設置し、幅広く検討してまいります。

関連して、例年開催している教育シンポジウムにつきましては、新教育ビジョン策定に向けたテーマにより開催するなど、区民等の意見をより広く反映させるための取組を進めてまいります。

次に、3 ページ目をご覧ください。就学前教育の充実についてでございます。

主な取組の1番目をご覧ください。昨年9月に開設した「就学前教育支援センター」におきましては、併設する成田西子供園と連携・協働した実践的研究を実施し、その成果を区内全ての就学前教育施設に広げるなど、就学前教育の更なる質の向上を図ってまいります。

また、4番目に記載のとおり、心理専門職と教育専門職による巡回チームを編成して行っている子供園への巡回指導については、今後より一層双方の専門性の共有を進め、発達障害児等への教育的支援の更なる充実を図ってまいります。

次に、4 ページ目をご覧ください。学校教育への支援についてでございます。

主な取組の1番目と2番目に記載の通り、引き続き小中一貫教育を推進するとともに、令和2年度から順次全面実施となる新学習指導要領への確な対応をしてまいります。

次に、3番目をご覧ください。令和2年度はオリンピック・パラリ

ンピックの開催年度ですので、一連のオリンピック・パラリンピック教育の集大成として競技観戦を行うとともに、これまでの取組の中から、大会終了後も引き続き実施する活動を「学校2020レガシー」として継続してまいります。

また、4番目に記載の通り、近年増加する外国人児童・生徒が日本で生活に適応し、充実した学校生活を送ることができるよう、引き続き日本語指導員による個別訪問指導などを実施してまいります。

次に、5ページをご覧ください。主な取組の1番目に記載のとおり、教員の働き方改革を拡充することといたしまして、その一環として、教員の授業準備をサポートする「スクール・サポート・スタッフ」を新たに小・中学校に配置いたします。

また、2番目に記載のとおり、部活動支援についても拡充することとしており、教員に代わって技術指導や大会への引率が可能な「部活動指導員」の配置を新たにモデル実施し、部活動指導体制の充実や教員の働き方改革を進めてまいります。

次に、6ページ目をご覧ください。主な取組の1番目に記載のとおり、通学路の安全対策の充実を図ることといたしまして、昨年度から増設を開始した通学路等防犯カメラにつきましては、令和2年度は新たに59台を設置いたします。

次に、7ページ目をご覧ください。主な取組の1番目に記載のとおり、児童・生徒数が増加している済美養護学校においては、敷地内に新たな教室を増築するための設計・工事を進め、令和3年4月の運用開始に向けた準備を進めてまいります。

次に、8ページ目をご覧ください。いじめ・不登校対策についてでございます。

まず、いじめ対策についてですが、主な取組の1番目に記載のとおり、これまで実施してきた組織的ないじめ初期対応の研修に加えまして、いじめの早期発見、初期対応の重要性についての研修資料を作成し、若手教員を中心とした教員研修の充実を図るとともに、引き続き、附属機関である「いじめ問題対策委員会」の専門的な知見を活用し、いじめ対策の充実を図ってまいります。

また、近年増加傾向にある不登校児童・生徒への支援につきましては、主な取組の3番目に記載のとおり、引き続きスクールソーシャルワーカー

一を要として学校と関係機関等とが連携を図りながら一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援を行うとともに、教育機会確保法の趣旨を十分に踏まえながら、さざんかステップアップ教室等の多様な学びの場につながるよう、支援の充実・強化を進めてまいります。

次に、9ページをご覧ください。学校ICTの推進についてでございますが、主な取組の1番目に記載のとおり、小学校へのタブレットパソコンの配備を拡充し、小学校全校で、学習場面に応じて必要な時に1人1台を利用できる環境を整備してまいります。

また、主な取組の3番目に記載のとおり、済美教育センター内に整備したICT環境を活用した実践的な研修や、ICTを活用した授業経験が豊富な元教員を学校に派遣し、研修を行うなど、教員がICTを効果的に活用した指導力を身につけられるよう支援をしてまいります。

次に、10ページと11ページをご覧ください。小中学校の改築については記載のとおり進めてまいります。11ページに記載の中瀬中学校におきましては、今後の改築に向けて新たに改築検討懇談会を設置し、広く意見を聴きながら取組を進めてまいります。

また、11ページの1番下に記載の空調設備の設置についてですが、体育館への空調設備につきましては、令和3年度までの全校設置に向け、引き続き計画的に進めるとともに、給食室につきましても、より安全・安心な給食を提供していくため、令和6年度までに全ての区立学校の給食室へ空調設備を計画的に設置することといたしまして、令和2年度は小学校5校、中学校2校への設置を予定しております。

次に、12ページをご覧ください。地域とともにある学校づくりについてですが、主な取組の1番目に記載のとおり、地域運営学校の新規指定については、新たに3校を指定し、累計が61校となるものでございます。

次に、13ページをご覧ください。生涯を通じた学び合いを支える学習環境づくりに向けた取組についてですが、主な取組の最後に記載のとおり、統合後の杉並第四小学校を活用し、子どもから高齢者まで様々な世代の区民が科学の魅力に触れることができ、何度でも訪れたいと思う参加型・体験型の科学プログラムを提供する「次世代型科学教育の新たな拠点」を整備してまいります。令和2年度は、整備の前提となる修繕を実施するための設計を進めます。

また、令和元年度に実施したサウンディング型市場調査の実施結果を

踏まえ、運営事業者の選定を行います。

次に、14ページをご覧ください。図書館サービスの充実についてでございます。

主な取組の1番目をご覧ください。中央図書館につきましては、現在大規模改修を実施中でございますが、本年9月のリニューアルオープンに向けた取組を進めてまいります。

また、主な取組の2番目ですが、老朽化している永福図書館につきましては、旧永福体育館の跡地で建築工事が行われている(仮称)永福三丁目複合施設に移転いたします。本年度は、令和3年4月の開設に向けて、引き続き建設工事を進めてまいります。

それでは、議案にお戻りいただきまして、22ページをご覧ください。

上段は、施設整備等の工事費等への特定財源の充当状況の一覧でございます。

下の段は、次世代育成基金からの充当状況でございます。

次に、23ページは、次世代育成基金以外の基金を含めた令和元年度と令和2年度の状況を記載してございます。

最後に、24から25ページは、これまでに設定済みの債務負担行為についての、この間の支出額等についてでございます。

以上で、一般会計予算についての説明を終わります。

議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、お願いいたします。

**伊井委員** 5ページの「教員の働き方改革の推進」で上から3行目、スクール・サポート・スタッフについて少し詳しくお話しいただきたいと思っております。それが1つ。

あとは、杉中P協との懇談会がありまして、そこで中学校のPTA会長さんである方々とお話したのですが、その中でスクールカウンセラーの方々に色々相談がもっとできると良いなという要望もあり、スクールソーシャルワーカーの方々も含め、スクールソーシャルワーカーの方々は仕事が少し違いますが、個別に色々な対応をして頂いて、子どもたちにとっても保護者にとっても大変前向きな活動になっていると思うので、その辺りも配慮して頂ければありがたいなと思っております。

**教育人事企画課長** まず、スクール・サポート・スタッフですが、東京都

の事業になります。東京都がスクール・サポート・スタッフと称する、教員免許を持たない地域の一般の方が、教員の個人情報に触れない程度の仕事を手伝う。具体的に言うと、印刷をしたり、仕分けをしたり、授業の準備を手伝ったりとか。それを東京都は2年前からやっているのですが、杉並はすでに地域との協働もあり、特に取り入れきませんでした。来年度から東京都の予算を活用しながら行うものです。

東京都には申請をしていますが、まだ都の予算の内示がありませんので、正式に何名というのとは分からないのです。大方、学校に聞いたところ、全部で64あるのですが、そのうちの50校くらいは「やりたい」と、十何校は「特に必要ない」という回答をいただき、予算要求をしていますが、予算がついた数によって、学校に入れていきたいなと思いましたが、多分全部通らないので、30とか、半分くらいになってしまうのではないかと思います。それがスクール・サポート・スタッフのことです。

**伊井委員** 「学校からの希望で」というお話だったのですが、予算が下りる計画によって大人数は制限あると思いますが、徐々にその希望はかなえていくというか、希望があれば入れていくということかということと、どういう方を選ぶのか。学校に任せるということですか。

**教育人事企画課長** 最終的には全校入れていきたいなと思いましたが、初年度ということで、全部出しても東京都に通らないだろうということもあり、学校に聞いたら全部の学校は必要ないという話でしたので、徐々に入れていきたいなと思っています。

人ですが、来年度から会計年度任用職員になった関係で、全て公募をし、広報とかで応募をかけ、募集をしないと採用ができない制度になっており、現在、ホームページで応募をかけています。今週末までです。ただ、学校から推薦がある場合もありますので、それはご連絡をくださいということで配慮をしていきます。

**教育相談担当課長** スクールカウンセラーの充実ですとか、あとはSSWの充実については、お声をいただきながらですが、都にもそういったものがないかということで、しっかり探していきたいと思っています。

またSSWについては、直接啓発とかそういったことは言えませんが、今の状況というのは非常にSSWの必要性というのは感じておりますので、これからどういう形が取れるかということは研究していきたいと思えます。

**伊井委員** よろしくお願いいたします。それだけにスクールカウンセラー

の方々にしろ、お仕事の向きは違うにしても、SSWの方々も、それぞれに活躍して頂いて、活躍することが幸せなことかは置いておいて、そうやって活動して頂けることが本当にありがたい存在なのだなと身に染みて感じました。今後ともよろしくお願いいたします。

**久保田委員** 新学習指導要領の全面実施が目前に控える中で、様々な課題に対応した。そう意味では限られた条件の中での予算かなと思って見ました。ありがとうございました。

改めて思うのは教育の質とか、絶対に1人も取り残さないというような、それを目指してやってきているのですが、そういったことを考えたときにやはり予算。人を充てる、ものを充てる、環境を充てる等々をやっていく、いわば教育委員会側から学校への強力な後押し、サポートをしていくということが大事になっていく。その中で、改めて考えたいなと最近気になっていることをお話します。

今回も特別支援に関わる予算というのはきちっと取られているのですが、その中で通常学級における支援員とかボランティアとか、その件について言うと、東京でも各区や市、どんどん広げてきています。その中で杉並の例ではないのですが、教員採用試験を受かっている学生とか、あるいは来年度採用試験を受ける学生たちが自ら進んでボランティアや、あるいは支援員になってあちこちの学校に入っています。そして、行った先で突然、支援を要する子をポンっと任されて、完全に学生任せにしてしまう学校が意外と多いという現実があります。

例えばこの間聞いた話では、1年生の子が泣き叫び、わめき、噛みつき、蹴る、投げる。そういった状態の中で、学生は必死に対応するのですが、それを周りの教員が見て見ぬふりをする。そういった形で非常に辛い思いをして帰ってきたということも聞いております。やはり大事なものは、単なる人の手当てではなく、学校を挙げての、学年を挙げての特別支援の体制づくりであって、是非済美教育センターを通じて、また校長会等を通じて、各学校の特別支援の体制を充実させていって欲しいというのが、私が強く願っているところです。これからもどうぞよろしくお願いいたします。

**特別支援教育課長** 先ほどおっしゃられた支援員等について一言、ご報告をさせていただきます。

杉並区ではそういったボランティア、もしくは支援員として学校に入

ってくださる方がいた場合、研修を1度行います。マニュアルを渡し、そこでガイダンスをします。その後、具体的に学校に入って頂くわけですが、現場は多種多様ですので、一律のガイダンスだけでは対応しきれないところがございます。

当課といたしましては、教育支援チームという巡回チームがございまして、その方々が学校運営について助言をいたします。その中で支援員の働き方、動きも見てもらい、その支援員の個別の動きも指導しますが、学級運営の中でその方がどのように動けばいいかといったことも、担任も交え、トータル的にアドバイスをするような対応をしています。

その上で、支援員が蹴られたとか、よく聞く話ですが、すぐうちの課で学校に飛んでいきまして、事態を確認し、その後の対応は心理職も交えながら、きめ細かに対応を考えるよう進めております。こういったところをさらに丁寧に進めるようにがんばって行きたいと思っております。

**済美教育センター所長** 特別支援への人的支援だけではなく、学校にはたくさんさんのボランティアや外部人材が入ってきていますので、その人材が何を目的として入っているのかというのを、校長のリーダーシップのもとにきちんと指導体制の中、組織的に位置付けてやっていかなければいけないと思っています。丸投げするとか、ましてや入ってくる人の名前を知らないとか、そういうことにならないように、しっかり済美教育センターからも色々な側面から学校には話をしていきたいと思っています。

**折井委員** 話がずれてしまうかもしれませんが、本当に済美教育センターで動きを取らなければいけないといったときに、迅速に動こうとさせていただきますと思っています。ただ一方で、学校側から問題があるとか、ここは危ないかもといったときに迅速に知らせしてほしいなと思っています。

どこの段階でまずいのかという察知は、とても難しく、できれば大ごとにしなくて、例えば教員が、心がちょっと弱くなっているとか、学級の状態が難しい状態であるとか。可能であれば学級担任が、自身でそれを乗り越えていって、学級運営をやってくれたらそれはそれで大きな本人にとっての学びになると思います。

何でもかんでも報告をして、助けを入れるということも違うのだろうなと思う一方で、いつ「これは上に挙げてもいい」という感覚というのは、本当に難しく、校長先生もとても悩まれるところだと思います。

杉並区の場合には、上に知られたら自分の人生終わるといったり、いじめが発見されてしまったら自分は終わるといった感覚は、他地区に比べて、少ないと思う一方で、一般的に「言う」ということは、社会人として難しいという状況も理解できます。ですので、学校側がちょっとおかしいと思ったら、内々で良いから耳に入れてねとか、大きく動くタイミングも済美教育センターと相談をするだとか、そういうことが大事なのではないかと。おおごとになってから言うよりは、ちょっと耳に入れておくということがとても大切だと思うので、教育委員会の場で言うことにどれだけ意味があるかは分かりませんが、各部署の、特に済美教育センターで何か機会を捉えて、小さいうちからちょっと耳に入れておくということでも良いのだと、周知して頂くというのでしょうか。校長先生ですとか、もしくは一般教員でも良いかと思いますが、その辺を促すようなことをして頂けると、おおごとになる前にうまく方向性を変えていけるのではと思いました。

**済美教育センター所長** 済美教育センターは、基本的には学校を色んな人材がサポートする、支援する、学校経営を支えていくっていうスタンスでいます。

今、お話があった、「何かあったら一報を」ということは、校長会など、そういう所で言う機会があるときは、例えば学校事故、いじめ、児童虐待、そういったことはまずは一報が欲しいということは伝えてきています。若手が悩んでいるだとか、そういう所についてもまだ今後お話していかなければと思いますが、センターとしては、指導教授が学校に行っていますので、大丈夫なのかどうかというのを探ってきたりとか。

学校にも初期対応の重要性を伝えていきますので、センターも早い支援のために情報収集したり、困った事があればセンターへ、ということは、これからも言い続けていきたいと思っています。

**折井委員** どうぞよろしくお願ひいたします。

杉並区に長くいる先生がたは、済美教育センターのスタンスというのはよくお分かりだと思いますが、やはり人事異動があって、他地区から来た先生、校長先生も含めてですが、意識が違う。前の地区との関係性、教育委員会との関係性というのは、本当に様々だと思うので、毎年のように繰り返し繰り返し伝えて頂ければ、子どもたちのためになるかなと思います。今後どうぞよろしくお願ひいたします。

**庶務課長** ありがとうございます。ほかにいかがででしょうか。

**教育長** スクール・サポート・スタッフ39名というのは、見積もりですか。18ページ。

**教育人事企画課長** そうです。予算をお願いして、都の内示と区の内示があり、区の内示だけをいただいている中でそのくらいの人数があるだろうと。ただ、東京都からの内示はまだいただいているので未確定です。

**教育長** このような周辺部に金がかかるような時代になってきたのです。校舎を作るとか、骨格の部分は避けて通れないことだから、当然、1校、2校、何億、何十億とかかるわけですが、教育委員会がこの間担ってきた教育を進めていく上でインフラを維持して、なおかつ日々の教育をサポートしていくという骨格の部分はなかなか増えず、周辺ばかり増えていくという。これは杉並に限らず、どこでも共通していることで、周辺部分にお金をかけざるを得ない社会状況になってきているということ。

どう抜本的に改善していくかと捉えていかないと、この部分は肥大する一方です。人手が足りないから人をつけてくれ、あそこがへこんでいるから膨らませてくれ、というような。せざるを得ないからしますが、できれば骨格の部分にきちんとお金をかけていく、それについては惜しまず資本を投資していくという理解をしていく必要があるのではないのでしょうか。本当に砂に水を撒いて消えていくような金ばかりかけても、意味がないとは言わないけれども、もったいないから。

是非今後、どこにお金を投資していくかというときに、1番大事なところには集中的に投資をしていって、そのことが成果として表れてくることによって、周辺部の様々な多様な、投資的ではなく、多様な予算というのは減らしていきたいなと思います。当分かかるかと思いますが。

**庶務課長** 教育予算の編成が、10.3%。昨年が10.4%とほとんど全体予算の中では維持はしているものの、教育長からお話あったように十分にかかっているかというところでは、よくよく毎年度注意をしながら、投資すべき所には投資し、再配分する所ところは再配分と、骨太の予算編成ができるようにこれから新たにつくっていくビジョンの趣旨に沿った形での編成を、心がけてまいりたいと思います。

**教育長** お願いいたします。

**庶務課長** ほかによろしければ、採決をお願いいたします。

**教育長** それでは、採決を行います。

議案第11号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議がございませんので、議案第11号につきましては、原案のとおり可決といたします。

以上で、予定していた日程は全て終了いたしました。

本日の教育委員会を閉会いたします。